

教育厚生委員会会議録

日時 令和5年5月10日(水) 開会時間 午後 3時35分
閉会時間 午後 3時45分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 臼井 友基
副委員長 中村 正仁
委員 久保田松幸 宮本 秀憲 伊藤 毅 寺田 義彦
古屋 雅夫 菅野 幹子 志村 直毅

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

子育て支援局長 斉藤 由美 子育て政策課長 山本 英治
子ども福祉課長 篠原 孝男

議題(付託案件)

承第3号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第1号)第1条第2項歳出各款

審査の結果 付託案件については、原案のとおり承認すべきものと決定した。

審査の概要 説明に先立ち、斉藤子育て支援局長から出席説明員の紹介を受けた後、午後3時37分から午後3時45分まで子育て支援局関係の審査を行った。

主な質疑等 子育て支援局関係

※承第3号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第1号)第1条第2項歳出各款

質疑

(子育て世帯生活支援特別給付金・やまなし子育て世帯生活支援特別給付金について)

古屋委員 新聞にも出たと思いますが再確認でお尋ねします。低所得者層に給付金を支給するということですが、県内でどのぐらいの世帯になるかお聞きしたいと思えます。

篠原子ども福祉課長 対象者によって実施主体が県になる場合と市町村になる場合がございますが、県全体で約1万7,000人の児童が対象となり、約1万世帯への支給を想定しております。

菅野委員 今回確認したいのは、国から給付金が支給される場所は、対象者が児童扶養手当の受給者等になっていて、県としての独自の上乗せのところは、児童扶養手当受給者、住民税均等割非課税の子育て世帯等となっていますが、どちらも重なる世帯という認識でよろしいでしょうか。

篠原子ども福祉課長 国の給付金と県の給付金の対象者は同一で、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯や住民税均等割非課税の子育て世帯等となります。

1の国給付金につきましては、県が実施主体となる町村部の児童扶養手当受給者分のみが計上されています。そのため、それ以外の対象者につきましては、市町村が実施主体として国からの給付金を直接支給することになります。

一方、2の県給付金につきましては、県が実施主体となる分に加え、市町村が実施主体として追加給付する分を市町村への補助金として計上しているため、対象者の表記が異なっている状況です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 白井 友基